

菊水区規約

〈目的〉

第1条 この区は、町行政並びに各区との連絡提携により互いに協力し、安定した生活環境づくりと親睦維持に努め、菊水区住民の福祉向上に努める事を目的とする。

〈名称〉

第2条 この区は、菊水区と称し事務所を区長宅に置く。

〈構成〉

第3条 この区は、菊水区に居住する者をもって構成する。

〈業務及び組織〉

第4条 この区は、第1条の目的を達成する為、次の業務を行う。

- (1) 区の運営
- (2) 予算、決算及び行事の計画立案
- (3) 渉外関係
- (4) 区・会費の徴収
- (5) 募金活動への協力
- (6) 保健衛生
- (7) 地域福祉の向上
- (8) 防火及び防犯
- (9) 道路の整備、除雪
- (10) 祭典行事への協力
- (11) その他必要な事項

〈役員〉

第5条 この区に、次の役員を置く。

- (1) 区長 [1名]
- (2) 副区長 [2名]
- (3) 会計 [1名]
- (4) 監事 [2名]
- (5) 顧問
- (6) 町内会代表

※ 他に必要と認めた時は、専門部を設け部長を置く事ができる。

〈役員を選任〉

第6条 役員を選任は次による。

- (1) 区長・副区長・会計・監事・顧問は、総会で選出する
- (2) 町内会代表は、各町内会において選出する
- (3) 専門部長は、専門部員の互選により選出する

〈役員の仕事〉

第7条 役員の仕事は次の通りとする。

- (1) 区長は、区を代表し、区の業務を統轄する
- (2) 副区長は、区長を補佐し、区長の事故ある時は代理する
- (3) 会計は、区の諸会計の管理にあたる
- (4) 監事は、会計及び業務の監査を行い、その状況を総会に報告する
- (5) 顧問は、区の相談にあずかる
- (6) 町内会代表は、町内会及び区の業務推進にあたる
- (7) 専門部長は、担当部の計画・運営にあたる

〈任 期〉

第8条 総会において選出される役員の任期は2年とし、再任は妨げない。但し、欠員による補充役員は、前任者の残任期間とする。

〈会 議〉

第9条 この区の会議は、総会・拡大役員会及び役員会とする。

① 総会の議長は総会で選出し、拡大役員会・役員会の議長は、区長があたる。

〈総 会〉

第10条 総会は区の最高決議機関であり、区民の「2分の1」以上の出席(委任状を含む)を以って成立し、議決は出席者の過半数の賛成を要する。

① 定期総会は、毎年12月に開催し、区長・副区長・会計・監事・顧問の選出、業務計画、予算審議決算及び行事報告の承認、その他重要事項について審議する。

② 臨時総会は、区民の「3分の1」以上の請求、又は役員会が必要と認めた時に区長が召集する

③ この区の規約の改廃は、総会の議決によらなければならない。

〈拡大役員会〉

第11条 拡大役員会は、区役員(5名)・町内会代表・専門部長・寿会代表・婦人会代表・子供会育成会代表 各1名、民生委員(2名)で構成し区の運営を審議する。

〈役員会〉

第12条 役員会は、区役員と町内会代表1名を以って構成し、予算及び決算の作成、その他会の業務遂行上必要な事項について審議する。

〈経 費〉

第13条 この区を経費は、区費・その他の補助金・交付金・助成金・奨励金・寄付金等をもってあてる。

〈簿 冊〉

第14条 この区に次の簿冊を備え、執行状況を明確に記録しておかなければならない。

(1) 役員名簿

(2) 会議録

(3) 現金出納簿

(4) 会計証票綴り

〈会計年度〉

第15条 この区の会計年度は、歴年度とする。

※ 附則

この規約は、平成18年1月1日から施行する。